

西区社協会員が申込対象となる助成金(D～G区分の重複申請不可)

区分	主な対象事業	助成条件	助成上限額	助成件数	予算額	備考
D	活動拠点運営助成 活動拠点とは、事業に直結して使われている場所を指します。 (例)対象を限定しないサロン事業や小地域たすけあいサービスなど	D-① 新規事業 ※通年事業であること ※自立を目指す新規の活動	月30,000			※西区社協会員(第3・5・6種会員)のみ申請可 ※事業を3年以上継続すること ※事業実施にあたっては、区社協との協議が必要 ※申請団体には審査会でプレゼンテーションしていただきます。 ※新規事業に対して継続して助成するのは、3年を限度とします。(ただし申込は毎年必要です。) ※規模拡大に対しては、前年度と同一内容での申請は不可とします。 ※A～C区分と同様の自主財源が必要です。
		D-② 規模拡大 ※通年事業であること				
E	備品等整備費助成 団体が活動するにあたり必要とする備品を購入する経費の助成		100,000	申込件数に応じて調整	善意銀行 1,000,000	※西区社協会員(第2・3・5・6種会員)のみ申請可。 ※同一事業での申請は原則として向こう3年間は申請不可 ※事業を3年以上継続すること ※1円単位での申請が可能 ※助成決定前に購入した備品については対象外
F	F-① 地域福祉推進を目的とした調査研究、シンポジウムやセミナーを行うための経費助成 自らが主催する事業であり、広く区民などに呼びかけ、区民が対象となる事業への助成です。	上限の中で自己負担なく申請が可能	100,000			※西区社協会員(第2・3・4・5・6・7種会員)のみ申請可 ※継続助成不可 ※ただし、調査研究は3年を限度に継続申請可
	F-② 周年事業(記念イベント等) 地域に向けて、自分たちの活動を広くPRするためのイベント		300,000			※西区社協会員(第2・3・4・5・6・7種会員)のみ申請可 ※20周年以上(以降10年単位で申請可)
G	活動拠点整備助成 専有の活動拠点の建築や改修工事費、その他拠点整備にあたり必要な物品の購入のための助成 活動拠点とは、事業に直結して使われている場所を指します (例)対象を限定しないサロン事業、小地域たすけあいサービスなど			400,000	※西区社協会員(第3・5・6種会員)のみ申請可 ※1団体1回のみ申請可 ※申請団体には審査会でプレゼンテーションしていただきます。	